

熊本県介護保険等利用被爆者助成事業に係る特定事業者登録要領

1 趣旨

この要領は、熊本県介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱（以下「介護保険等実施要綱」という。）第9の助成金の受領委任を受けることに同意する事業者（以下「特定事業者」という。）の登録等に関する事項を定めるものとする。

2 事業者の登録

- (1) 知事は、特定事業者に対し、被爆者に支給すべき助成金を支給することができる。
- (2) 登録を受けることができる事業者は、知事から介護保険法に基づく指定を受けた事業者のうち介護保険等実施要綱に定める事業を行う開設者とする。
- (3) 登録を受けようとする事業者は、介護保険等利用被爆者助成特定事業者登録同意書（別記様式第一号）を管轄保健所（熊本市においては熊本県健康づくり推進課）を経由して知事に提出するものとする。
- (4) 知事は、登録を受けようとする事業者から介護保険等利用被爆者助成特定事業者登録同意書の提出があったときは、内容を審査して、介護保険等利用被爆者助成特定事業者登録証明書（別記様式第二号。以下「登録証明書」という。）を交付する。
- (5) 特定事業者は、被爆者が被爆者健康手帳を提示して介護保険サービスの利用を申し込んだとき、当該被爆者が支払うべき自己負担額及び標準負担額を受領することなくサービスを提供するものとする。ただし、訪問介護については、被爆者健康手帳とともに訪問介護利用被爆者助成受給者証又は訪問介護利用者負担額減額認定証の所持を確認するものとする。

3 審査支払事務の委託

知事は、介護保険サービスに係る特定事業者からの請求に係る審査支払事務を熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することができる。

4 助成金の請求方法

特定事業者は、被爆者に対して2の(5)の介護保険サービスの提供をしたときは、事業所毎に、サービスを提供した月の翌月10日までに利用助成金を国保連合会に請求するものとする。

5 特定事業者の責務

特定事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定事業者は、登録に係る事業所の名称、所在地等の登録事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10日以内に介護保険等利用被爆者助成特定事業者登録変更届（別記様式第三号）により知事に届け出なければならない。
- (2) 特定事業者は、介護保険法に基づく事業者の指定又は許可の取消を受けたと

きは、10日以内に知事に届け出なければならない。

- (3) 特定事業者は、30日以上予告期間を設けて、介護保険等利用被爆者助成特定事業者登録辞退届（別記様式第四号）により、その登録の辞退を申し出ることができる。

7 登録の取消

知事は、特定事業者が、この要領に定める事項に違反した場合又は不正を行った場合、登録を取り消すことができる。

8 登録証明書の返還

特定事業者は、既に受けた登録の辞退を申し出るとき、又は登録の取消があったときは、交付された登録証明書を速やかに知事に返還しなければならない。

附則

この要領は、平成14年5月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成15年4月25日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成18年8月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年8月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年7月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成28年3月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成28年8月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。